



関自監貨第925号の4  
関自貨第1205号の4  
関自保第427号の4  
平成29年1月16日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局長



「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p> <p>記</p> <p>1. 法第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p> <p>記</p> <p>1. 法第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ</p>
<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 平成18年9月15日 平成19年5月1日 平成21年9月29日 平成25年9月17日 <u>平成29年1月13日</u></p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p>	<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 平成18年9月15日 平成19年5月1日 平成21年9月29日 平成25年9月17日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>自動車交通局長</p>



ととなった場合に発動するものとする。

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第16条第1項、第4項及び第6項、第17条第1項から第4項まで、第18条第1項、第22条第2項及び第3項及び第22条の2の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) ～ (5) (略)

- (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

- (7) 「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号)に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要ならざる措置を講じられず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないうおそれがある

2. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年1月13日付け国自安第199号、国自貨第116号)

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

ととなった場合に発動するものとする。

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第16条第1項、第4項及び第6項、第17条第1項から第3項まで、第18条第1項、第22条第2項及び第3項及び第22条の2の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) ～ (5) (略)

- (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第2項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

- (7) 「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号)に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要ならざる措置を講じられず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないうおそれがある

2. (略)

附 則 (略)